

議事録署名の電子化等を図るための定款の一部改正について

令和3年2月26日

日本証券業協会

I. 改正の趣旨

総会の議事録については、議長及び総会に出席した会員代表者2人以上が署名又は記名押印を、理事会の議事録については、出席理事及び監事全員の署名又は記名押印を得ることとしているが、署名人の数を減らすことができる取扱いとするとともに、近時における書面・押印・対面の見直しの流れを踏まえ押印に代え電子署名によることができる取扱いとすることとし、定款の一部改正を行う。

II. 改正の骨子

- (1) 総会の議事録の署名について、電子署名によることができることとする。
(「定款」第40条)
- (2) 理事会の議事録については、議長及び議長がその会議に出席した理事・監事の中から指名した議事録署名人2名以上が署名する取扱いとし、当該署名について、電子署名によることができることとする。
(「定款」第61条第1項)

III. 施行の時期

この改正は、令和3年2月24日から施行する。

※本改正は、投資者・発行会社等に対して影響を及ぼすものではないと考えられることから、パブリックコメント手続は実施しない。

以 上

「定款」の一部改正について

令和3年2月26日

(下線部分更)

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(議事録) 第40条 総会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長及び総会に出席した会員代表者2人以上がこれに署名 (<u>電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名を含む。以下同じ。</u>) するものとする。</p> <p>(議事録) 第61条 理事会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、<u>議長並びに議長がその会議に出席した理事及び監事の中から指名した議事録署名人2人以上</u>がこれに署名するものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和3年2月24日から施行する。</p> | <p>(議事録) 第40条 総会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長及び総会に出席した会員代表者2人以上がこれに署名し、又は記名押印するものとする。</p> <p>(議事録) 第61条 理事会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、<u>議長並びに理事会に出席した理事及び監事</u>がこれに署名し、又は記名押印するものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> |